

予防接種施策の見直しに関する議論について

1. 背景

予防接種法において、平成 25 年改正法の附則に、施行後 5 年を目途として改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、平成 30 年に到来したことから、同年 10 月より審議会において予防接種施策の見直しについて検討を開始している。

〈参考〉予防接種法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 8 号） 附則（抄）
（検討）

第 2 条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第 7 条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 審議経過と今後の進め方

第 24 回予防接種基本方針部会（平成 30 年 10 月 31 日）より審議が開始され、これまでに審議会でも 9 回議論されている。今後、意見交換・ヒアリングで出た御意見等を踏まえ、見直しに係る論点を整理し、論点毎に更に詳細な検討を行うこととしている。

〈これまでの審議と議題について〉

開催回（開催日）	議題
第 24 回予防接種基本方針部会 （平成 30 年 10 月 31 日）	・ 予防接種に関する基本的な計画に基づく PDCA の検討状況
第 32 回予防接種基本方針部会 （令和元年 8 月 7 日）	・ 予防接種施策の現状
第 34 回予防接種基本方針部会 （令和元年 9 月 26 日）	・ 接種類型 ・ 定期接種化プロセス
第 35 回予防接種基本方針部会 （令和元年 11 月 8 日）	・ ワクチンの安定供給 ・ ワクチンの研究開発 ・ 予防接種にかかる費用の効率化について
第 36 回予防接種基本方針部会 （令和元年 12 月 23 日）	・ 予防接種におけるコミュニケーション ・ 接種記録 ・ 災害時等の対応
第 22 回研究開発及び生産・流通部会 （令和元年 12 月 25 日）	・ ワクチンの安定供給 ・ ワクチンの研究開発
第 37 回予防接種基本方針部会 （令和 2 年 1 月 27 日）	・ 副反応の情報収集と評価 ・ 健康被害救済制度 ・ 施策の立案にかかわる各種調査 ・ 造血幹細胞移植後の接種
第 23 回研究開発及び生産・流通部会 （令和 2 年 4 月 6 日）	・ ワクチンの安定供給に係る制度見直し
第 24 回研究開発及び生産・流通部会 （令和 2 年 8 月 28 日）	・ ワクチンの安定供給に係る制度見直し